企業における 環境経営の促進と現状

一般財団法人 持続性推進機構 エコアクション21中央事務局 森下 研



エコアクション21 の概要



エコアクション21 の概要

- ◎エコアクション21ガイドラインは、広範な企業、学校、公共機関等の全ての事業者が環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法として1996年に策定(2004年に大幅改訂)。
- ◎エコアクション21ガイドラインに基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を、認証し登録する制度がエコアクション21の「認証・登録制度」。2004年10月に制度創設
- ◎エコアクション21ガイドライン及び認証・登録制度は「事業者の環境への取組 IPSuを推進し、もって持続可能な経済社会の実現に貢献すること」が目的。

エコアクション21の政策的位置付け

エコアクション21は、以下のように我が国の環境政策において、 重要な施策の一つとして位置付けられています

第四次 環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)

第2部 今後の環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

第1項 経済・社会のグリーン化

『特に取組の遅れている中小企業における環境配慮型経営を推進するため、中小企業向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21 の普及促進を図る。』

『21世紀環境立国戦略』(平成19年6月1日閣議決定)

3. 今後1, 2年で重点的に着手すべき八つの戦略戦略8 環境立国を支える仕組みづくり

『事業者の適切な環境管理を推進するため、エコアクション21を活用し、業種特性に対応しつつ中小企業における環境管理を促進する』

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の 促進に関する法律(環境配慮促進法)第11条2項(平成17年4月1日施行)

「国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行うことができるようにするため、その公表の方法に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定され、その措置の一つとしてエコアクション21が位置付け

環境報告ガイドライン 2012年版(環境省2012年4月策定)

序章 本ガイドラインの対象について

『環境配慮等の取組が進んでいない事業者や中小事業者(工場等のサイト単位を含む)にあっては、本ガイドラインや「エコアクション21ガイドライン」を参考に、可能なところから段階的に取り組むことが望まれます。』



優良産業廃棄物処理業者認定制度(平成23年4月開始)

環境省では平成17年4月1日より「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度(優良性評価制度)」を実施し、評価基準は、遵法性、情報公開制及び環境保全への取組みの3項目で、このうち環境保全への取組みについてはエコアクション21等の環境マネジメントシステムの取得が条件となっていました。

平成22年度の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)」の改正に基づき、平成23年4月1日からは新たに「優良産廃処理業者認定制度」が創設され、それに伴い、優良性評価制度は同日をもって廃止され、この新制度においても引き続き、5つある基準のうちの1つ「環境配慮の取組」として、ISO14001やエコアクション21等の認証を取得することが要件となっています。

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約 の推進に関する法律(環境配慮契約法)基本方針(平成26年2月4日閣議決定)

4. (2) 産業廃棄物の処理に係る契約

『産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を定めた上で、裾切り方式によるものとする。』とし、エコアクション21の認証を取得し、その中で必要な取組を行うことにより、評価項目の多くに適合する。

環境コミュニケーション大賞

- ・「環境コミュニケーション大賞」は、優れた環境報告書等及び環境活動レポートを表彰することにより、事業者等の環境コミュニケーションへの取り組みを促進するとともに、その質の向上を図ることを目的とする、環境省が実施する表彰制度です。
- ・平成9年度より実施され、これまで18回実施されています。
- ・この環境コミュニケーション大賞は、「環境報告書部門」と「環境活動レポート部門」の二つの部門がありますが、「環境活動レポート部門」は、エコアクション21に取り組む事業者の環境活動レポートを対象とする部門です。
- ・優れた環境活動レポートに「環協大臣賞」などが授与されます。



エコアクション21 の目的と概要

持続可能な社会の構築

をいる主体が、積極的に環境への取組を行うことが必要 (特に、我が国の産業の基幹を占める中小事業者の取組が必要)

事業活動の中に、省エネ・省資源・廃棄物削減などの取組が組み込まれ、製品・サービスにおける取組も含め、積極的な「環境への取組」が実施される

環境への取組が効果的・効率的・継続的に行われるためには、これを推進・管理する環境経営システムが必要

環境への取組を適切に行った企業が、 社会的な説明責任を果たすとともに、社 会から評価される環境コミュニケーション が必要

広範な企業、組織等において取り組み やすい環境経営システム

広範な企業、組織等において作成しやすい環境活動レポート(環境報告書)

IDCIIC

エコアクション21ガイドライン

エコアクション21の4つの特徴

A: 中小事業者等でも容易に取り組める環境経営システムです

- ・エコアクション21では、事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構のISO14001規格を参考としつつ、中小事業者にとっても取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定しています。
- ・環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき、PDCAサイクルによる13項目の環境経営システムを構築、運用、維持することにより、環境への取組の推進だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上等、経営面でも効果をあげることができます。



エコアクション21の4つの特徴

A: 中小事業者等でも容易に取り組める環境経営システムです

エコアクション21では、中小事業者が容易に取り組むことができるように工夫されています。

- 事業者が取り組むべき要求事項だけでなく、どのような取組を、どのように行えば良いのか、その解説も記載しています。
- ・中小事業者が自らの環境への負荷に関するデータを簡単に把握することができるように「環境への負荷の自己チェックの手引き」を用意しています。
- ・さらにどのような環境への取組を行ったら良いのかを簡単に把握・評価できるように、事業者が取り組む具体的な環境行動のチェックリスト「環境への取組の自己チェックの手引き」を用意しています。
- ・この二つの自己チェックにより、環境への負荷の状況と、その低減に向けた取組状況を確認・評価することにより、今後実施していくべき具体的な取組を明らかにすることができます。



B: 必要な環境への取組を規定しています

- ・エコアクション21では、必ず把握すべき環境負荷の項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量及び化学物質使用量を規定しています。
- ・また必ず取り組む行動として、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル、節水、化学物質使用量の削減(化学物質を取り扱う事業者の場合)、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組を規定しています。
- これらの環境への取組は、環境経営にあたっての必須の要件であると言えます。



C:環境コミュニケーションにも取り組みます

- ・事業者が環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境への取組を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠の要素となっています。
- ・エコアクション21では、環境活動レポートの作成と公表を必須の 要件として規定しています。
- ・環境コミュニケーションに対する真摯な姿勢こそが、社会からの信頼を勝ち得るとともに、企業がより発展していくための重要な方法の一つです。
- ・またエコアクション21中央事務局のホームページで、認証・登録した全ての事業者の環境活動レポートをリスト化し公開しています。このリストは、地域別・業種別・従業員規模別で検索することができ、自らと同業・同規模の事業者の取組を参考にすることができます。



D: 事業者の自主的・積極的な取組を第三者が評価します

- ・エコアクション21に自主的・積極的に取り組み、ガイドラインで規定している環境経営システム及び環境活動レポートの要求事項 (以下「ガイドラインで規定する要求事項」という)を満たす事業者に対し、第三者が一定の評価を与える制度がエコアクション21認証・登録制度です。
- ・現在、約7,600事業者が認証・登録されており、そのうち、従業員 100人以下の事業者が全体の92%を、従業員30人以下の事業者 が67%を占めており、中小事業者の認証・登録が大多数を占め ています。
- ・また、建設業が全体の29%を占めて最も多く、次いで産業廃棄物処理業者が23%、製造業が17%を占めるなど、様々な業種の事業者が認証・登録されています。
- •さらに年に一度の審査の際には、審査人から環境への取組の方法や環境経営システムの構築・運用方法についてのアドバイスを受けることができます。



エコアクション21ガイドラインの構成

第3章 環境経営システム

エコアクション21では、事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定。環境経営システムは、全体で13の要求事項で構成。

第4章 環境活動レポート

エコアクション21では、環境経営システムの要求事項に基づいて取り組んだ結果等について、環境活動レポートに取りまとめて公表することを規定。環境への取組の成果を取りまとめて公表することは、環境コミュニケーションの第一歩。

第5章 環境への負荷の自己チェックの手引き

事業活動に伴う環境への負荷の容易な把握方法を提示。環境経営システムを構築し、環境への取組を適切に実施するためには、まずどのような環境負荷が発生し、それがどの程度の量なのか等、自己の環境負荷の状況を正しく把握することが必要不可欠。

第6章 環境への取組の自己チェックの手引き

環境のために事業者に期待される具体的な取組のチェックリスト。この自己チェックにより、環境への取組状況を認識し、今後実施していくべき具体的な取組を明らかにすることができる。特に、エコアクション21にはじめて取り組む場合は、現状調査(初期調査)として環境への負荷ならびに環境への取組状況を把握することから始める。

エコアクション21に取り組むメリット

①総合的な環境への取り組みを進めることができる!

エコアクション21ガイドラインには、『環境経営システム』、『環境への取り組み』、『環境報告』の三要素がひとつに統合されています。そのため、ガイドラインに沿って取り組みを行うことで、環境への取り組みを総合的に進めることができます。

②経営面での効果も期待!

環境経営システムの仕組みを作り、継続的に改善していくことにより、環境面だけでなく、経費の削減や生産性・ 歩留まりの向上、目標管理の徹底等の、経営面での効果もあげることができます。

③エコアクション21のロゴマークを使うことができる

自社のパンフレット、カタログ、レターヘッド、社員の名刺等に、ロゴマークを使うことができ、認証取得をアピールすることができます。

③取引条件の一つに対応

多くの大手企業が、環境への取り組みや環境経営システムの構築を取引条件の一つとしており、これに対応することができます。また、認証・登録にあたり地方公共団体の補助を受けられたり、入札参加資格審査での加点を受けることができる場合があります。

④金融機関の低利融資制度が受けられる!

日本政策金融公庫をはじめ、多くの金融機関で、エコアクション21に取り組む事業者への低利融資制が始められています。

⑤社会からの信頼を獲得!

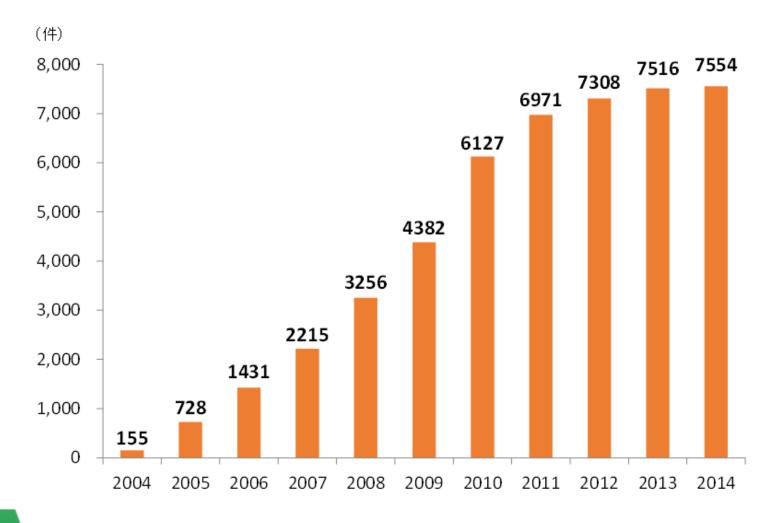
環境省のガイドラインに基づき、第三者機関の認証を受けることで、社会的な信頼を得ることができます。また、環境活動レポートを作成し、外部に公表することにより、取引先や消費者等からの信頼性が向上します。これは、企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)の一環にもなります。

⑥審査人による、指導・助言が受けられる!

事業者は、審査の際に、エコアクション21審査人から環境への取り組みなどに関する指導・助言を受けることができます。

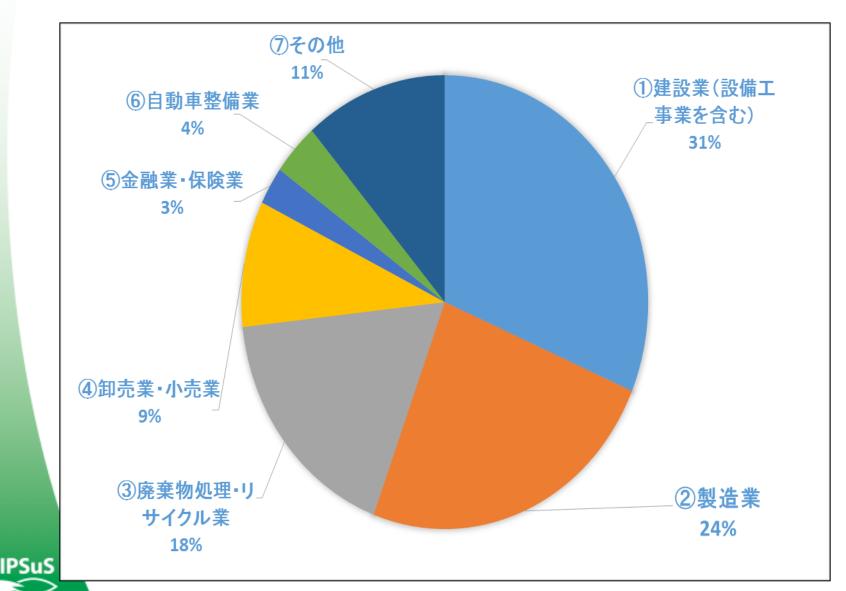
(金融機関等によるエコアクション21関連融資については、エコアクション21中央事務局のホームページに掲載されています)

年度別の認証・登録事業者数の推移(累計)

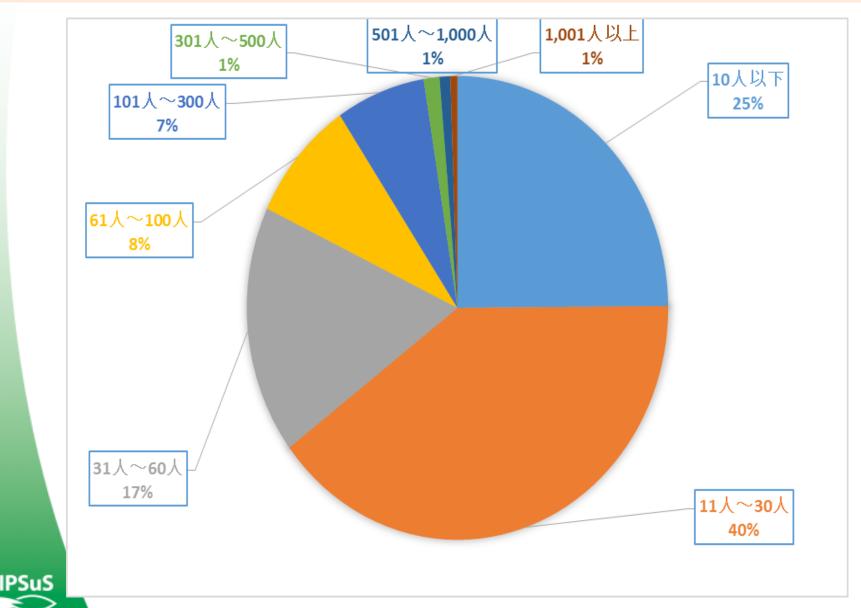




認証・登録事業者数の業種別割合



認証・登録事業者数の規模別割合



エコアクション21認証・登録制度の運営体制

くエコアクション21審査人>

エコアクション21審査人は、事業者の環境への取組、環境経営システムに関する専門家として、 事業者のエコアクション21ガイドラインへの適合性の審査の他、環境への取り組みに関する指導、 助言等を行います。

くエコアクション21地域事務局>

エコアクション21地域事務局は、地域等において事業者からの審査の受付、審査人の選定、審査結果の受理・確認、地域判定委員会での事業者の認証・登録の可否の判定等の他、地域における普及セミナーや審査人研修の実施等、エコアクション21の普及促進を行う中核的組織です。地域事務局は、公平公正な運営及び判定等を行うため運営委員会及び判定委員会を設置しています。認定された地域事務局の一覧を中央事務局ホームページに掲載しています。

<エコアクション21中央事務局>

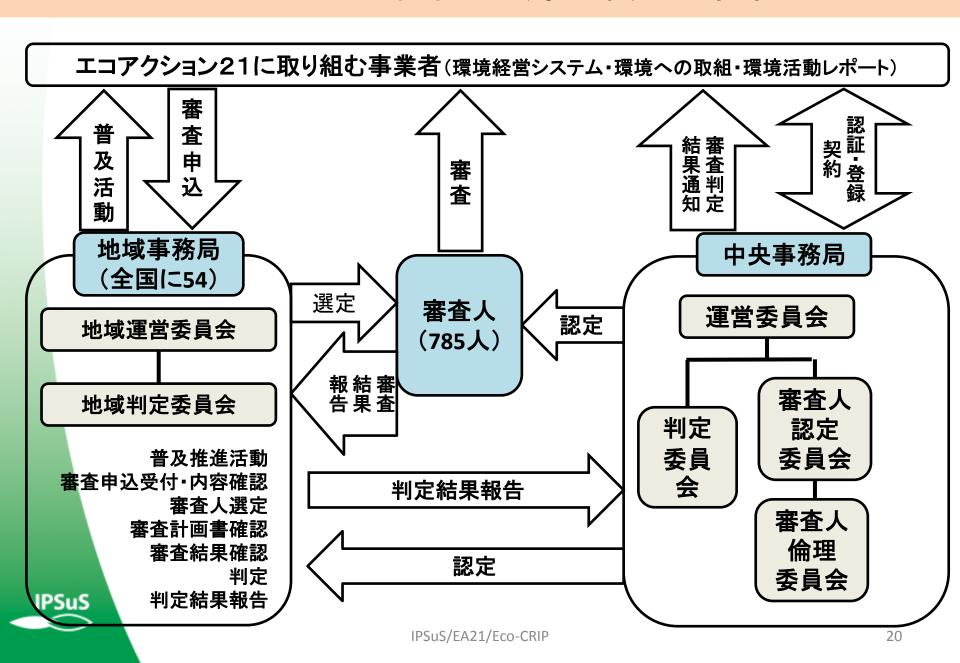
エコアクション21中央事務局は、エコアクション21認証・登録制度を統括しており、事業者の認証・登録の可否の最終的な判定、エコアクション21審査人の試験、認定及び登録、地域事務局の認定などを行います。公平公正な運営及び判定等を行うため運営委員会、判定委員会及び審査人認定委員会等を設置しています。

く支援サービス>

「エコアクション21に、どのように取り組んだらいいかわからない」、「構築した環境経営システムが、ガイドラインに適合しているかわからない」などの悩みをお持ちの事業者の方は、審査を受ける前に、エコアクション21審査人によるコンサルティング(指導・助言)を受けることができます。

コンサルティングは有料で行われ、コンサルティングを希望する事業者には、最寄りの地域事務 局が審査人を紹介又は斡旋します。

エコアクション21認証・登録制度の運営体制



認証・登録証とロゴマーク

認証・登録を受けると、認 証・登録証が交付され、エコ アクション21のロゴマーク が使用できます。





エコアクション21食品リサイクル優良事業者

エコアクション21では、財団法人食品産業センターと協力して、食品リサイクル法に基づき、食品リサイクルに積極的に取り組んでいる食品関連事業者を適正に評価するための「エコアクション21食品関連事業者認証・登録制度」を運用しています。

本制度は、環境省・農林水産省が策定した「エコアクション21食品関連事業者向けガイドライン」に適合していると認められた食品関連事業者を、食品リサイクルと環境への取組を行っている「食品リサイクル優良事業者」として認証・登録するものです。

認証・登録された事業者は、パンフレットやカタログ、名刺などに「食品リサイクル優良事業者」の赤文字をロゴマーク上部に入れて使用することができます。

食品リサイクル優良事業者



エコアクション21

エコアクション21の普及プログラム(自治体イニシアティブ・プログラム)について

- ·エコアクション21の普及推進を図るため、地域の地方公共団体、大手企業、事業者団体等と、中央事務局・地域事務局・審査人が協働で実施する普及プログラムを実施しています。
- ・地方公共団体においては、環境基本計画、地方公共団体実行計画等における事業者の環境配慮行動、温暖化防止行動のための具体的な施策として活用することができます。

参加費用等

- ・事業者の参加費用は無料です
- ・地方公共団体は参加事業者の募集、会議室等の提供等を担当します
- ・地域事務局が全体をコーディネートし、審査人が事業者の指導を担当します。中央事務局 が必要経費を負担します。

実績

平成24年度:29地方公共団体が実施、288事業者が参加

平成25年度:31地方公共団体が実施、246事業者が参加

平成26年度:23地方公共団体が実施、187事業者が参加

■集合形式の説明と、数社のグループでの 個別指導を組み合わせて指導を実施

- ①地方公共団体が、地域事務局と協働し、域内 の事業者を対象として、エコアクション21に関 するセミナー(説明会)を開催し、プログラム への参加を呼びかけ
- ②地方公共団体・地域事務局による参加申込 の受付
- ③集合形式で、エコアクション21の取組に関す る勉強会を4回程度開催(実施期間:6から8ヶ 月間程度)

例:

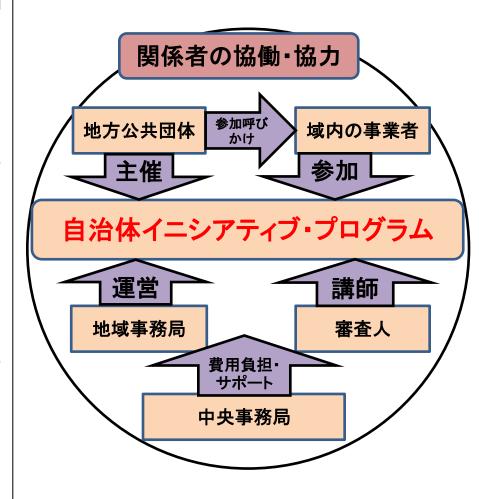
第1回勉強会:エコアクション21ガイドライン、ス ケジュール、環境負荷及び取組の自己チェック の方法等の解説・指導

第2回勉強会:自己チェック結果の講師による確 認、環境方針・目標・計画等の策定の方法、実 施体制構築の方法等の解説・指導

第3回勉強会:環境方針・目標等の確認、教育 訓練等の方法等の解説・指導

第4回勉強会:確認・評価の方法、環境活動レ

ボートの作成方法等の解説・指導



地方公共団体におけるエコアクション21の普及促進施策

全国の地方公共団体においては、地域の環境保全の推進、地域の事業者の企業価値向上等のため、エコアクション21を活用した様々な施策が行われ、効果をあげています。

地方公共団体のエコアクション21の活用施策、及び積極的な支援の例には以下のようなものがあります。

- ・エコアクション21を活用した地域版のEMSの認証制度を創設し、エコアクション21と併せて普及推進を図る。
- ・地域の環境基本計画、地球温暖化対策地方公共団体実行計画の中に、エコアクション21を位置付け、その認証取得企業数に関する数値目標を設定し、持続可能な低炭素社会づくりに活用する。
- ・エコアクション21の認証を取得した事業者と市がストップ温暖化協働協定を結ぶことにより、法的な規制の対象外である中小事業者の温暖化防止の自主的な取組に対し、社会的な評価を付与することにより、温暖化防止の取り組みを促進する。
- ・エコアクション21に取り組む事業者、認証を取得する事業者に対して補助金等を交付する。
- ・公共事業の入札に参加する建設業者の経営事項審査等において、エコアクション21認証・取得企業に加点をする。
- ・公共事業以外の業者選定、入札等においてエコアクション21認証・取得企業を優遇する。
- ・地方公共団体自身がエコアクション21に取り組み、認証を取得する。
- ・エコアクション21自治体イニシャティブプログラムを実施する。
- ・エコアクション21普及のためのセミナー等を実施する。

(地方公共団体によるエコアクション21の認証取得支援と優遇制度については、エコアクション21中央事務局のホームページをご覧ください。また、地方公共団体における建設業者の経営事項審査等において、エコアクション21認証・取得事業者に加点している事例については、中央事務局にお問い合わせください。)



Eco-CRIPの目的

- ●Eco-CRIPエコ・クリップは、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインをもとに、5つの段階を経ることで、中堅・中小事業者にも環境経営を無理なく実践していただけるよう設計
- ●環境経営の実践により、CO₂削減を達成すると同時に、省エネルギー(以下、省エネという。)による光熱費の削減等を通じたコスト競争力の強化等、企業価値向上に資することも配慮



リスクを減らし、チャンスを増やす環境経営の実践

Eco-CRIPの5つの段階、9つのステップ

第1段階

ステップ1 環境負荷に関係するコストを分析してみよう(電気料金の把握)

ステップ2 電気等を使っている場所と用途を把握しよう

ステップ3 CO2の排出量を調べてみよう

第2段階

ステップ4 取組内容と従業員全員の役割を決めよう

ステップ5 省エネの取組を始めよう

第3段階

ステップ6 環境への取組の方針を決めよう

ステップ7 CO2削減のための目標を決めよう

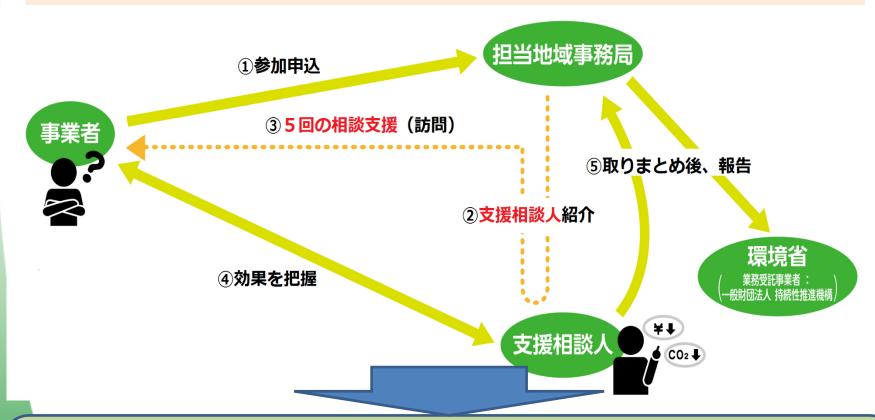
第4段階

ステップ8 取組の結果を評価し、問題点を明らかにし、必要な改善を行おう

第5段階

ステップ9 取組結果をまとめよう

Eco-CRIPの流れ



ECO-CRIPは、環境経営の専門家である「エコアクション21支援相談人(以下「支援相談人」とします。)」による5回の訪問支援を受けながら、5段階のプログラムにそってコスト削減や省エネルギーの取組(CO2削減)に無理なく取り組むことができるプログラムです。支援相談人と相談しながら、業種・業態等の実態やニーズに応じて、ステップを柔軟に組み合わせながら、最適の支援を受けることができます。

第1段階 環境負荷とそれに係わるコストの把握

ステップ1

・環境負荷に関係するコストを分析して みよう(電気料金の把握)

ステップ2

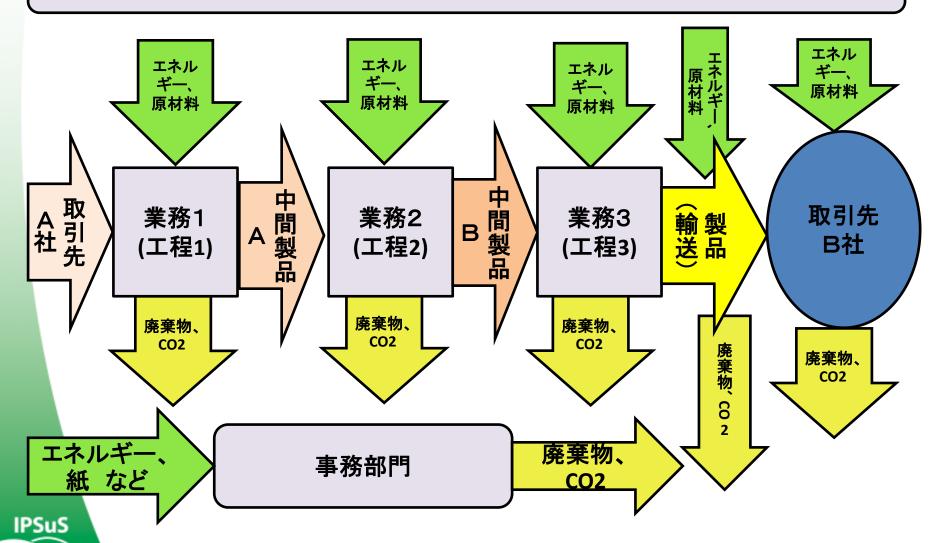
・ 電気を使っている場所と用途を把握しよう

ステップ3

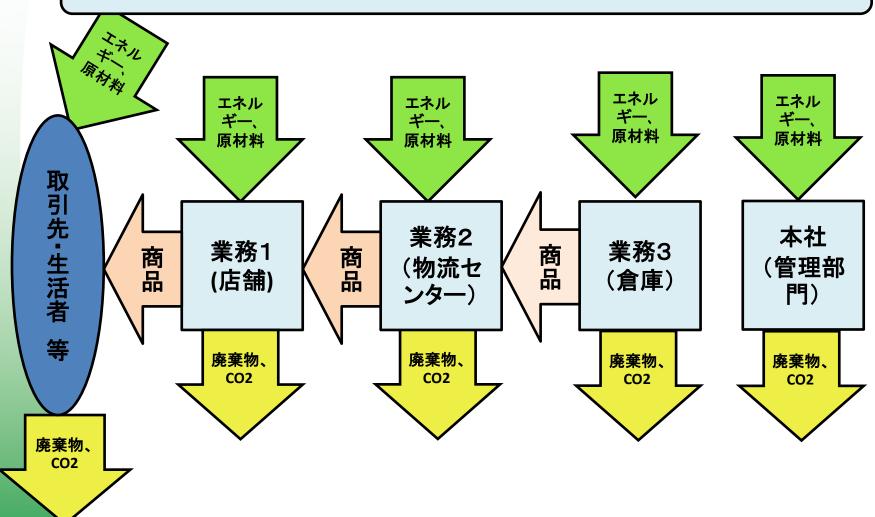
CO₂の排出量を調べてみよう

省エネの取組により「より効果的と思われるもの」、 つまり「より大きい削減効果が期待できるもの」を、 コスト削減効果も含めて検討

製造業の場合の業務(生産)フローの例



サービス業の場合の業務フローの例





第2段階 環境への取組

ステップ4

・取組内容と従業員全員の役割を決めよう

ステップ5

省エネの取組を始めよう

どのような取組を、誰が、いつ、行うのかを決定コストの削減効果も算出

第3段階 環境方針と目標の決定

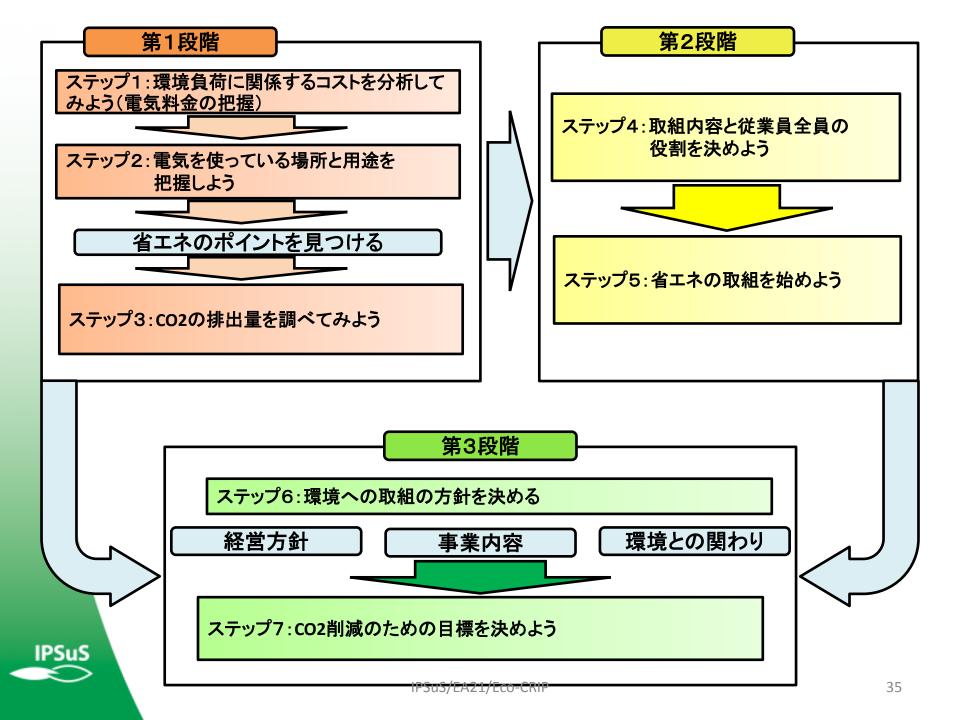
ステップ6

環境への取組の方針を決めよう

ステップフ

CO。削減のための目標を決めよう

社是・社訓・創業の理念、事業内容等を踏まえて、自社 にあった方針を策定 環境負荷削減の目標とその期間等を決定



第4段階 取組結果の評価・分析と改善

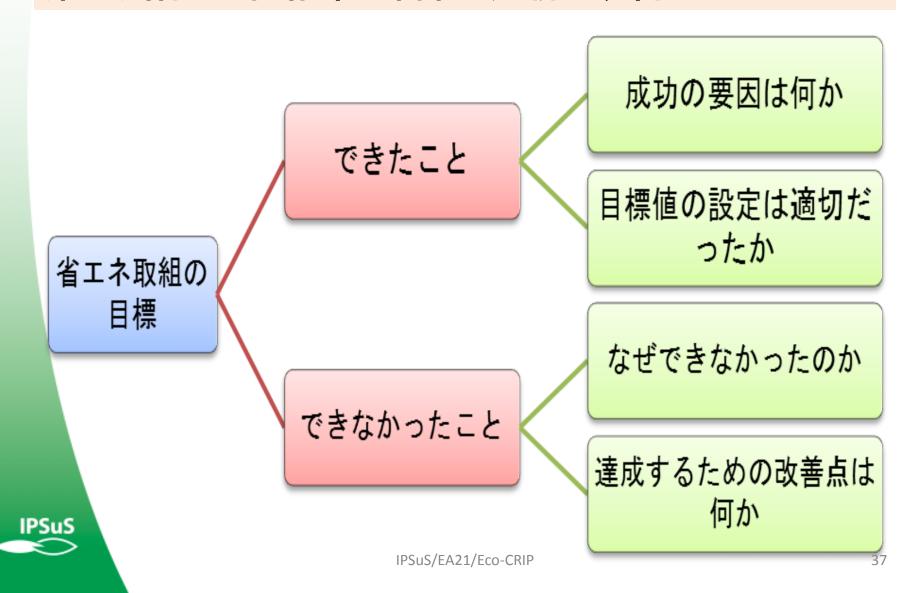
ステップ8

・取組の結果を評価し、問題点を明ら かにし、必要な改善を行おう

「取組が適切にできた、できなかった」、「目標が達成できた、できなかった」ということは、単に取り組んだことの結果であって、取組結果の評価としては充分ではない。

取組が適切にできなかったことや、目標が達成できなかったことより、その原因が明確にならないことの方が問題である誰ができなかったのか、誰が必要な行動をしなかったのかを追求するのではなく、「行動ができなかった本当の原因は何か」、「行動ができなかった本当の理由は何か」を分析し、改善を図る

第4段階 取組結果の評価・分析と改善



第5段階 取組報告書の作成

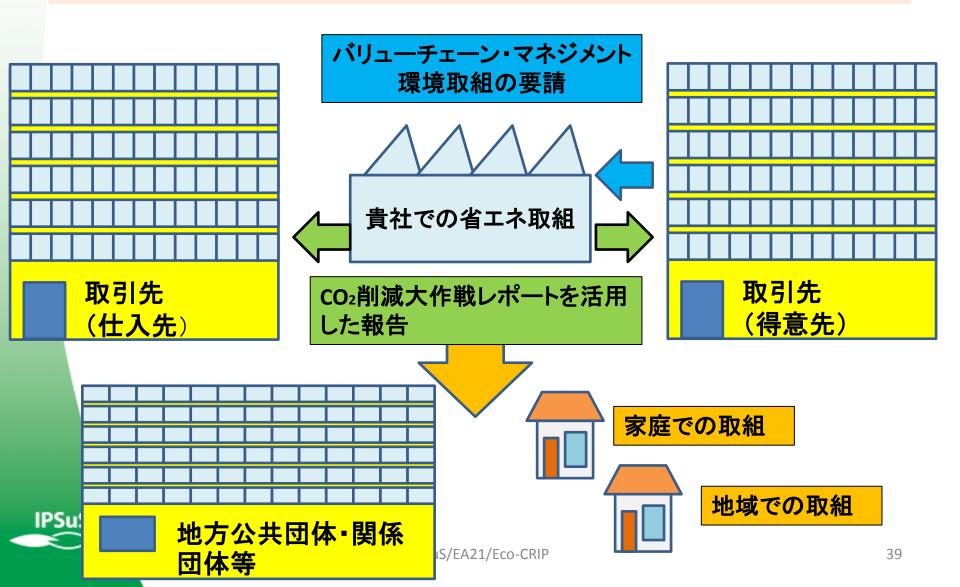
ステップ 9

・取組結果をまとめよう

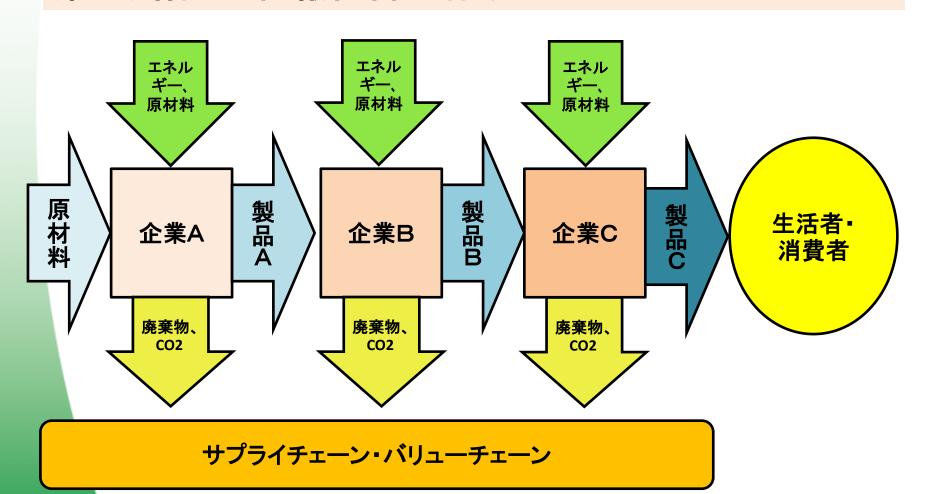
- ・組織の概要
- ・取組の方針
- ・取組の目標
- ・取組結果(CO₂の削減量)
- ・代表者による取組結果の評価と今後の取組(改善策を含む)のあり方

等を記載

第5段階 取組報告書の作成



第5段階 取組報告書の作成







実証事業のスケジュール

5月 Eco-CRIP制度の全国説明会

詳しい参加方法等をHPで公開

6月1日 参加事業者(300程度)の募集開始

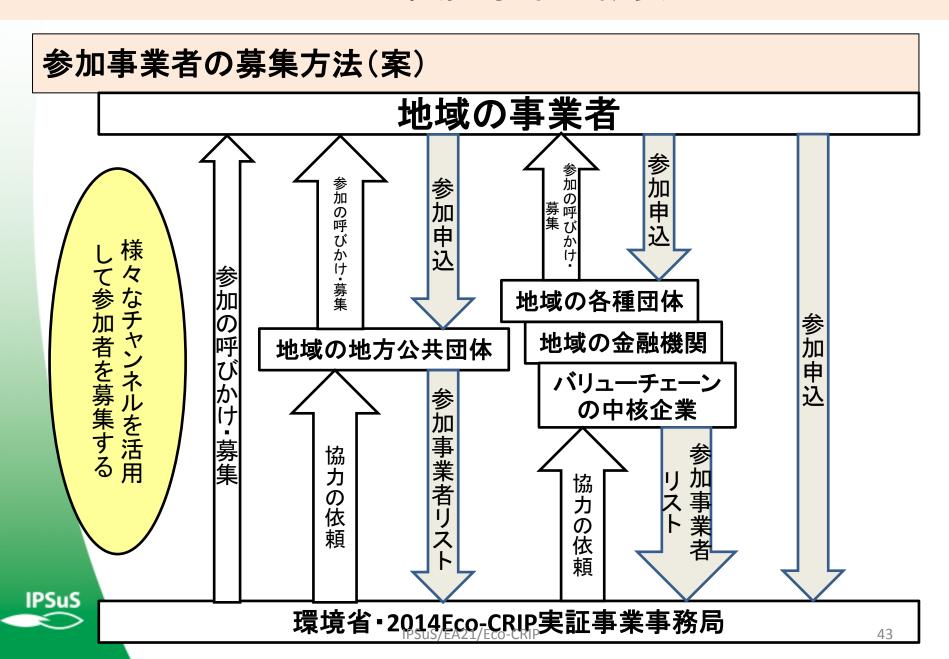
*原則として先着順

参加決定後、支援相談人を紹介

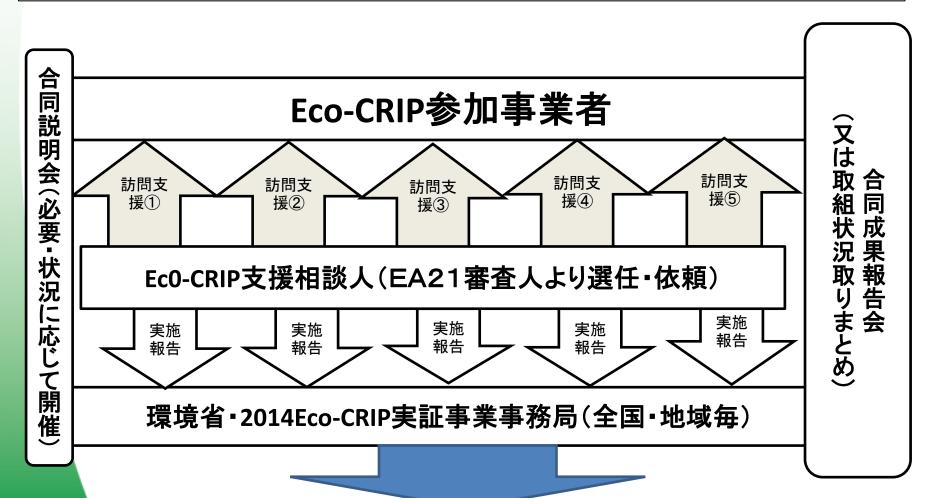
本プログラムの5つのステップに沿って、支援相談人と一緒に実施(支援相談人は、5回の訪問を実施)。

* 現時点での予定であり、時期や内容は若干変更となる場合があります。



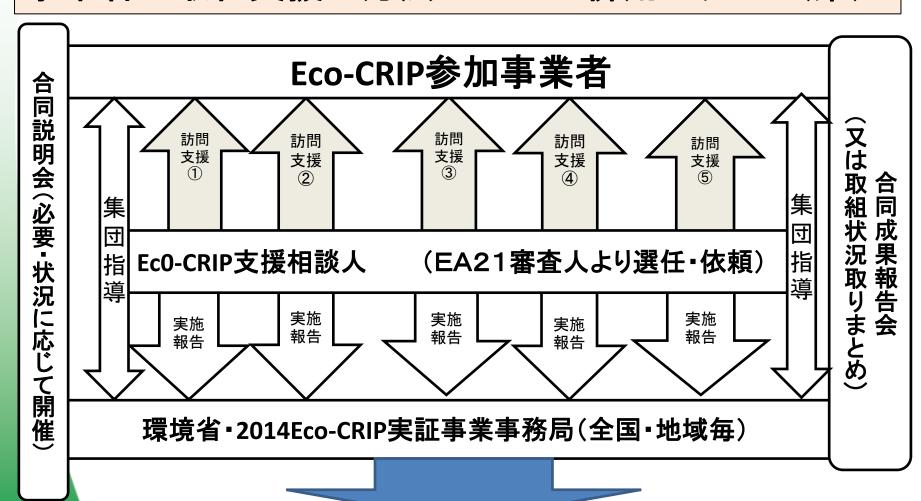


事業者の取組支援の方法・個別実施パターン(案)





事業者の取組支援の方法・IP/GP併用パターン(案)





エコアクション21のすすめ 取組のステップアップ



エコアクション21のすすめ、取組のステップアップ

エコアクション21のすすめ

エコアクション21は、

- ・中堅・中小事業者等でも容易に取り組める環境経営システム
- ・必要な環境への取組を定めている
- ・環境コミュニケーションへの取組(環境報告:環境活動レポートの作成と公表)

がセットとなったガイドライン

環境への取組の推進、経費の削減や生産性・歩留まりの向上、目標管理の徹底等、経営的な効果が得られる。

エコアクション21では環境活動レポートを作成し、公表することにより、利害関係者(取引先や一般消費者等)に対する信頼性の向上が図れる



ガイドラインの要求事項を満たす取組を行った事業者に対し、第三者が一定の評価を与える制度がエコアクション21の認証・登録制度

要求事項	Eco-CRIP	エコアクション21のために 追加的に取り組む内容	エコアクション21
Plan (計画の策定)	-	取組の対象となる組織及び活動 を全組織、全活動に拡大する	1. 取組の対象組織·活 動の明確化
	ステンク・CO2削減に関する方針の策定	CO ₂ 以外の主要な環境負荷の 削減に関する方針を策定する	2. 環境方針の策定
	(CO ₂ 等に関する費用分析 ・エネルギー等の使用場所と 用途の把握 (ステップ)・CO ₂ 等の排出量の把握	CO ₂ 以外の環境への負荷及び 環境への取組状況を把握し評 価する	3. 環境への負荷と環境 への取組状況の把握 及び評価
	-	事業を行ううえで遵守すべき環 境に関連する法規等を取りまと める	4. 環境関連法規等の取 りまとめ
	(25.7.4 ·CO ₂ 削減のための具体的な 取組内容(取組計画)を決める (25.7.7 ·CO ₂ 削減のための目標の策定	CO ₂ 以外の主要な環境負荷の 削減に関する目標と取組内容 (環境活動計画)を策定する	5. 環境目標及び環境活 動計画の策定
Do (計画の実施)	ステップ4・従業員全員の役割を決める	環境経営システムに必要な実施 体制を構築する	6. 実施体制の構築
	_	取組を適切に実行するために必 要な教育・訓練を実施する	7. 教育・訓練の実施
	-	組織の内部及び外部に対して必要なコミュニケーションを行う	8. 環境コミュニケーションの実施
	ステップ 5 ・省エネの取組を始める	環境方針、環境目標を達成する ために必要な取組(省エネ以外) を実施する	9. 実施及び運用
	-	環境上の緊急事態を想定し、対 応策を定め訓練を実施する	10. 環境上の緊急事態 への準備及び対応
	-	取組に必要なその他の文書及び 記録を作成し管理する	11. 環境関連文書及び 記録の作成·管理
Check (取組状況の 確認及び評価)	・取組の結果を評価し、問題点明らかにし、必要な改善を行う	CO ₂ 削減以外の取組についても 実施する	12. 取組状況の確認並 びに問題の是正及び 予防
Action (全体の評価と 見直し)	ステップ 8 ・代表者による取組内容の見直し	CO ₂ 削減以外の取組についても 実施する	13. 代表者による全体の評価と見直し
環境情報の取りま とめ及び公表	・「取組報告書」を取りまとめて 取引先等に配布する	CO ₂ 削減以外の取組について、 結果を取りまとめ公表する	環境活動レポートの作成 及び公表



エコアクション21のすすめ、取組のステップアップ

環境マネジメントにどのように取り組んだらよいのか

- 〇紙・ごみ・電気の取り組みは、どこかで必ず壁に当たり、行き 詰まってしまう。
- 〇そうすると取り組みが停滞するとともに、当初は新鮮で魅力 的であった環境マネジメントシステムも、手間ばかりかかり、 効果が無いものになってしまう可能性がある。
- ○第二段階の環境マネジメントの取り組みとして、本業での取り組み、製品・サービスでの取り組みを行う必要がある。
- ○環境マネジメントの取り組みが、本業(企業全体)の効率化、 合理化に繋がっていく必要がある。

どのように取り組みをステップアップしていくか?

業務の合理化・効率化と環境負荷削減

■例えば「紙使用量の削減」

Step1:社内使用の場合の裏紙使用

Step2:両面コピー、両面印刷を標準にする

くこの段階で使用量の削減は頭打ちになる>

く会議資料の作り方、会議の仕方を考える>

Step3:「1 best,2 better,3 max」、「A3で1枚」

Step4:会議資料の事前送信、パソコン持参、 論点ペーパーの作成、イス無し会議、 報告のための会議の廃止



■例えば「廃棄物の削減」

Step1:資源の分別と有価物の売却

Step2:社員への呼びかけ、徹底

くこの段階でごみの削減は頭打ちになる>

く何故、ごみが減らないのか、分別が徹底できないのか、どこに無駄があるのかを考える>

Step3:ごみ箱、資源BOXの配置・形状の見直し、 個人ごみ箱の廃止、説明(表示)、社員 教育の見直し

Step4:マテリアルフローコスト会計



■例えば「環境活動レポートの活用」

Step1:ガイドラインに基づいたレポートを取りあ えず作成する

Step2:必要と思われるところへ配布する

<この段階でレポートの作成が『重荷』になる>

くレポートの作成方法、活用方法を考えてみる>

Step3:作成チームを社内公募し、予算を付ける、 若手チームが作成し、社長インタビューを 行う

Step4:A4で一枚のダイジェスト版を作成し、営業担当に持たせ、必ず説明させる、社員に配布し、家族に説明させる

エコアクション21のすすめ、取組のステップアップ

考え方は何となく分かったけれど、具体的にどうすればいいのか?

- ■Eco-CRIPとEA21の取組をステップアップ させるための5つの方法
- 1. 他社の取組を参考にする
- 2. 公表されている取組事例を参考にする
- 3. システムを改善する
- 4. 何故?何故?の取組をする
- 5. 支援相談人のアドバイスを受ける

他社の取組を参考にする方法

①中央事務局URLにアクセスする

http://www.ea21.jp/index.html

- ②左側のリスト検索「認証・登録事業者を探す」をク リック
- ③自社と同じ業種で、同規模の企業を指定し、検索 する
- 4 各社の環境活動レポートを開く
- ⑤直感的に気に入った企業のレポートをよく見る
- ※環境コミュニケーション大賞の受賞企業のレポートも参考になります。

http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/report.html



公表されている取組事例を参考にする

 事業者のためのCO2削減対策Navi (リンク) http://co2-portal.env.go.jp/

事業者のCO2削減対策の実施に役立つ情報として「簡単CO2削減対策チェック」をはじめ、対策技術や補助制度の情報

-「3R行動見える化ツール」 http://www.env.go.jp/recycle/circul/3r_visu-

tool.html

食品トレーなし販売、マイボトルの使用、ペットボトルのリサイクルなど、数種類の3R行動による環境 負荷削減効果を定量的・簡易に計算できる

■省エネルギーセンターhttp://www.eccj.or.jp/

省エネルギーの取組の定番!

3. システムを改善する

- 環境経営(環境マネジメント)システムは、改善をしないと、形骸化して、システムを維持し、運用することが目的になってしまいます(つまり、環境対策を進めるためであるはずのシステム自身が目的化してしまい、システムが「腐り、重荷」になってしまいます。)
- そこで、既にできていること、続けられることは、例えばチェックや確認を軽くする(頻度を少なくする、止める、現状維持に留める、書類や記録を少なくする等)とともに、できていないことは逆に重くする、等の改善が必要です。
- どうでもいい、余り意味のない目標や計画を、いつまでも立て続ける ことは止めましょう。
- 取組は「楽しく」行うことが大切です。
- 環境負荷のチェックシートは、簡素化してかまいません。
- 何が取組の重点なのか、自社の取組の弱いところ、強いところを考えましょう。



4. 何故?何故?の取組をする

- 「できた」、「できない」、「やった」、「やらなかった」は、結果であって『評価』ではありません。
- 「できなかったから、次はみんなでもう一度頑張ろう!」では、結局はうまくいきません。
- 「何故、できなかったのか」をできれば三段階くらいさかの ぼって、考えてみましょう。
- 例えば「可燃ごみに、リサイクル可能な紙類が混入する」 という事態は、何故、発生するのでしょうか?
- 「できなかったこと」が問題なのではなく、「できなかった原因が特定されず、改善されないこと」の方が問題であると認識して下さい。
- 「できた!」から、問題なし、それでいいとは限りません。



支援相談人のアドバイスを受ける

- 支援相談人は、「環境対策」と「環境経営システム」のプロ、専門家です。
- 支援相談人は、皆さんのご相談にのり、アドバイスをし、 お役に立つために伺うのです。どんな細かなことでも、専 門的なことでも結構ですので、どんどん質問し、相談して 下さい。
- 例えば「現在、こんな省エネの取組をしていますが、さらに効果的な方法を教えて下さい」、「こういう取組をしたら、 どの程度、CO2とコストが削減されるのですか」、「システムをどのように改善したらいいですか」、「分かりやすい 環境活動レポートの事例を教えて下さい」等等

エコアクション21/Eco-CRIPを 活用して

- ・企業価値を高めよう
- ・環境負荷とコストを削減して厳しい時代を勝ち抜こう
- ・地域のグリーン化を推進しよう
- ・取引先と一体となって推進しよう



持続可能な社会を構築しよう

ご清聴ありがとうございました

一般財団法人 持続性推進機構 エコアクション21中央事務局

EA21



